

令和 2 年 7 月 6 日現在

機関番号：32683

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2019

課題番号：16K13139

研究課題名（和文）生殖医療技術の規制に関するジェンダー分析 通文化的・通時の研究を中心に

研究課題名（英文）Gender analysis of regulation on assisted reproductive technology regarding egg donation from a cross-cultural and historical perspective

研究代表者

柘植 あづみ (Tsuge, Azumi)

明治学院大学・社会学部・教授

研究者番号：90179987

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、次の3つの調査を実施した。1）生殖補助医療技術の実施・規制状況の文献・資料調査、2）海外の関連施設見学&ヒアリング調査、3）日本での当事者へのインタビュー調査。その結果、なにをいかに規制するか、なぜ規制するかは、その国の歴史、慣習、身体由来の物質を提供することに関する価値意識、提供者として期待される若者を取り巻くその国の社会経済的な要因、家族や親族に関する価値意識がいかにかわるかを指摘した。さらに、出自を知る権利を保障するシステムの構築と維持のためのかなりのコスト、たとえば情報収集管理とそれにかかわる人的コストなどを厭わないという決定が必要であることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本にも生殖補助医療技術に関する法律が必要だという指摘は20年以上なされてきたが、今だに生殖医療に関連する学会の指針等しか存在しない。この研究では、卵子提供を伴う体外受精を対象として、台湾、韓国、フランス、スペイン、オーストラリアのヴィクトリア州の法律が何をいかに規制しているか、なぜそれを規制しているか、いかに改正されてきたかに焦点を当て、通文化的・通時的に比較検討した。研究の意義は、従来各国の法規制の比較に焦点を当てた研究が多かったが、本研究ではジェンダーの視点を加えることにより、その社会がその規制を制定している理由が深く理解でき、この成果が日本の将来の規制を考える基礎資料にすることである。

研究成果の概要（英文）：This report focused on what the legislation of egg donation in five countries is, how it is regulated, and why they regulate it. The following surveys were performed: 1. collecting letters of laws regarding egg donation and statistics from several countries; 2. visiting and listening to personnel of medical institutions that conduct ART with egg donation in Spain and Taiwan as well as the VARTA in Australia; and 3. conducting interviews with people associated with egg donation in Japan. The results indicated the importance of comprehending the historical background of each piece of legislation; cultural values concerning families and kinship; the donation of tissues derived from human bodies; and socioeconomic surroundings, including gender issues of reproduction, to understand the regulation.

研究分野：医療人類学

キーワード：生殖医療 生殖補助医療技術 規制 歴史 出自を知る権利 ジェンダー分析

1. 研究開始当初の背景

この研究を開始した当初は、いくつかの国の法制度については、日比野由利他が、生殖テクノロジーとヘルスケアを考える研究会(研究代表者:日比野)編 2013『卵子提供の制度設計を考える』を刊行し、看護・助産の視野から富谷・清水・森本 2013『卵子提供を受け母親になる過程での女性の体験』『日本生殖看護学会誌』10(1):33 - 42 や精子提供によって生まれた人たちに関する研究報告も少ないながらも発表されていた。しかし、日本では卵子提供を伴う生殖補助医療技術の規制状況を比較する際に、背景にある歴史、何をいかに規制する/しないか、その結果として生じる社会文化的な状況とをつなげて考察する研究はほとんどなかった。

2. 研究の目的

この研究成果を社会に還元し、さらに日本が将来的にいかなる規制を設けるのがよいかの検討材料として提示するのを目的に、いくつかの国や地域における、技術の規制とその変遷、規制理由(規制緩和理由)を資料と主に関連機関のキーパーソンへのヒアリングから明らかにし、そのジェンダー分析を含み、通文化的・通時的に考察した。

3. 研究の方法

1) 先行研究、規制、生殖補助医療技術の実施状況の文献・資料調査

まず、調査を行った各国の生殖補助医療技術(ART)に関する法律の施行状況と、ART 実施件数等について調べた。

国内においては、同時期に白井千晶が卵子提供による体外受精によって母親になった女性への豊富かつ詳細なインタビューとアンケート研究論文を発表した(白井 2018 「卵子の提供を受けて母親になるということ」 2014～2017 年度日本学術振興会科学研究費助成事業 基盤(C)JSPS 26380726)。さらに日比野編 2016『諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究』平成 27 年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業も発表された。

2) 施設見学&ヒアリングとインタビュー調査

台湾、スペインの ART 実施医療機関や、オーストラリア(ヴィクトリア州)の ART の監督等を実施している機関(VARTA: Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority 訪問し、見学およびヒアリングを行った。また、韓国、フランスではキーパーソンへのインタビューを実施した。

3) 日本でのインタビュー調査

日本における卵子提供の実状を把握し、課題を指摘するために、卵子提供によって親になった人、卵子を提供した方を含むインタビューへの調査を実施した。調査に協力いただけた人は少ないが、貴重な意見や経験が話された。

4. 研究成果

1) 制度と実施状況に関する文献・資料調査

日本の状況

配偶子提供を伴う生殖補助医療技術を通して生まれた人の「出自を知る権利」については、2003 年の厚生労働省の審議会において法整備に向けての議論がなされ、報告書「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」がまとめられたが、結局、法律は制定されなかった。

日本産科婦人科学会の指針では体外受精の際には精子提供も卵子提供も規制し、国による法整備を条件に認める方針を示している。生殖補助医療技術を実施している医師が多く加盟してい

る日本生殖医学会の倫理委員会は学会に精子・卵子提供を伴う体外受精を認めるように提言を出し、受精着床学会は卵子提供を伴う体外受精を認めている。いずれの関連学会も、卵子や精子の商業的な取引は認めていない。

台湾の状況

台湾では国会で長く審議されていた生殖医療に関する法律「人工生殖法」が 2007 年にやっと制定された。法律の制定によって ART の実施件数等を国に登録・報告するのが義務になった。そこには精子提供による人工授精と体外受精、卵子提供による体外受精、ART を実施した人が台湾の人か、海外(大陸の中国を含む)の人かの情報が含まれている。卵子提供に関しては、提供者への謝礼が「栄養費」という名目の範囲内であれば認められ、また卵子提供者とその卵子によって子どもを持つとする者が匿名で、4 親等以外であるなどの条件を満たせば、実施が認められるが、書類手続きが必要である。日本において説明会を開催して、海外からの患者を増やすのに熱心なクリニックも存在する。

スペインの状況

スペインは、卵子提供による体外受精の件数がアメリカに次いで多い国である。その理由として、卵子提供による体外受精が法律で認められており、その費用が比較的安く、海外からの顧客を積極的に受け入れる ART クリニックが複数あることなどが挙げられる。代理出産は認められていない。1998 年に生殖補助医療技術に関する法律が制定された後に、何度か改正がなされてきた。この法律では、卵巣に疾患等がある場合の他、女性の年齢が高くなって自分の卵子では出産できない場合も卵子提供による体外受精を受けられる。また遺伝性疾患を避けるためにも行われる。卵子や精子の提供は「無償で、利他的、自発的である」ことが定められている。提供に必要な費用や身体的な苦痛や労力に対する少額の謝礼は認められている。卵子、精子、胚の提供は匿名である。いずれの提供も、同じ提供者から 6 人の子どもが生まれるまで可能である。

オーストラリア(ヴィクトリア州)の状況

オーストラリアでは国として統一した生殖補助医療技術に関する法律はない。州により異なるが、ヴィクトリア州では世界的にも早い時期から生殖医療についての法整備とそれに伴うシステムが築かれてきた。1982年に法学者のLouis Wallerを議長とする体外受精に関する社会的、倫理的、法的な課題を検討する“Waller Committee”を立ち上げて、議論を始めた。その結果、1984年にthe Infertility (Medical Procedures) Act 1984 (Vic) を制定して、1988年に施行した。紙幅の制限から歴史の詳細は省くが、2008年法Assisted Reproductive Treatment Act では、ARTの医療技術の質の担保とインフォームドコンセントに関する規定から、商業的な配偶子の取引と斡旋、代理出産の取引と斡旋を禁止しながら、非商業的な配偶子の提供と代理出産は認めた。その後、後述するように「出自を知る権利」について大きな改正がなされていまにいたっている。

韓国の状況

2005年に制定された「生命倫理及び安全に関する法律」において、人胚作成に関する遵守事項、説明同意、保存及び廃棄などの事項が示された。本法では、胚・卵子・精子の売買を禁じており、無償提供を原則としている。しかし、卵子提供者を保護する法的規定がないことが社会的に問題となった。そこで、2008年に法律改正を行い、卵子提供者の保護等についての規定を追記した(現行法第27条)。具体的な生殖補助医療は、大韓産婦人科学会の「補助生殖術の倫理指針(2017)」に基づき実施されている。卵子提供を受けられる条件は、原則として法律婚であること(不妊施術の保険適用の対象は事実婚でも2019年10月24日より可能となった)、卵子提供を希望し医学的適応もあること、などがあげられている。卵子提供者の条件としては、身体的・精神的に健康で、出産経験のある満19歳以上の女性で

ある。出産経験のない女性の場合には、機関倫理審査委員会の承認を得なければならない。卵子提供は、姉妹関係や知人に依頼するケースが多いが、インターネットを介して卵子売買が行われ、摘発される事件が後を絶たない(2018.10.10., 文化日報記事、他)。

フランスの状況

フランスでは、1994年に生命倫理法と総称される法律群が制定され、生殖医療はこの枠内で規制されている。生命倫理法は2004年と2011年に改正され、2020年6月現在3度目の改正審議中である。卵子提供、精子提供、胚提供が容認されており、提供者は匿名、無償(提供のための医療費や休業補償は支払われる)である。一人の提供者から生まれる子どもの数は10人以内と定められている。2017年中に卵子提供を受けられたカップルは1069組である(Agence de la biomédecine, Activité d'assistance médicale à la procréation 2017, 2019)。国内の卵子提供には待機期間があるので、スペインなどで有償の卵子提供を受けるカップルが多数いると報告されている(Roussel, Gildas : Sanctionner le tourisme procréatif? , Marais, Astrid, La procréation pour tous? Dalloz, 2015, 163-173.; Rozée Gomez V, et de la Rochebrochard E: Cross-border reproductive care among French patients: experiences in Greece, Spain and Belgium, Human Reproduction, 2013, 28, 3103-3110)。

2) 見学・ヒアリング調査

台湾調査

Xクリニックでは外国人患者の殆どが日本からで、韓国、中国からも来ている。2012～2016年で300人が卵子提供を受け、うち7割が日本人だった。日本からの来院のきっかけは日本のARTクリニックからの紹介、そのサイトを見て来ることが多い。提供者の選択は、依頼者の希望を(血液型、国籍、皮膚の色など)言ってもらい、合う人をピックアップ。プログラム代金43万台湾ドル(約158万円)。ドナーは20～39歳、結婚の有無・実子の有無は無関係、姉妹はド提供者になれない。提供者になる動機は、金銭的理由や「人を助けたい」、どちらもある。生まれた子どもが出自を知る権利はない

Yクリニックでは、2016年の卵子提供の件数は929件あり、患者は、中国、香港、日本、マカオからも来る。分娩はここでは扱っていない。日本からの患者は日本のARTクリニックからの紹介で来る。卵子提供者は20～30歳、平均25歳。登録候補者10人のうち、2人が提供者になる。身長・学歴・成績。台湾全体の卵子提供の半数以上をこのクリニックが担っている。提供を受ける場合の費用は、55～62万台湾ドル(約200～230万円)。提供者の選択はできない。依頼者に初診で気になることがあれば書いてもらう。

スペイン、バルセロナ ART クリニック調査

初診から治療終了までの全医療行為の費用は2016年時点で5,880ユーロ。検査費用、薬剤費用は別途請求される。平均的な薬剤費として500から800ユーロが必要。さらに卵子提供者用薬剤費は1,500ユーロである。性選別は、伴性遺伝病を避けるため以外は認められていない。卵子提供者は18歳～35歳で、匿名である。卵子や胚の売買は法律により禁じられているために自発的な提供であること、ただし、卵子提供に伴う労力に対する謝礼金の受け取りが認められていることが規定されている。身長、体重、肌の色、瞳の色、髪の色、人種などの希望を出すことができる。

医師やコーディネーターが提供者と卵子を受け取る人のマッチングをする。自分で卵子提供者を選ぶことはできない。スペイン語、カタルーニャ語、英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、ロシア語、日本語、中国語、オランダ語に対応できるようコーディネーターが何人かいる。

オーストラリア ヴィクトリア州調査

ヴィクトリア州では、第3者が関わる生殖医療技術によって生まれた人の出自を知る権利を認

め、提供者が特定できる個人情報の開示や提供者に連絡をとることなども検討されてきた。また、生まれた人だけではなく、親、提供者それぞれへの相談やカウンセリングなどのサポートが法律に基づいてThe Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority (VARTA)によって行われている。VARTAはヴィクトリア州の機関だが、行政からは独立して活動している。

2008年法では、1998年以降に配偶子提供で生まれた人が配偶子の提供者についての情報を得て、連絡を取りたいと思うときにはそれが実現するように同意文書や登録システムが整備されたが、それ以前に生まれた人たちは提供者の同意が得られていなかったために、ボランティアの(提供者と生まれた子どもの自発的な意思に基づく)登録システムを設けた。これには限界があり、さらに2016年の法改正によって1998年よりも前に配偶子提供によって生まれた人が提供者について知る、連絡する権利と情報の登録システム構築が盛り込まれた。

3) 日本での卵子提供を伴う体外受精に関わった人へのインタビュー調査

日本における卵子提供の実状を把握し、ARTなどの医療を実施する調査を実施した。インタビューの協力者は、生殖補助医療の実施とその規制を作成する医師(1名)、卵子提供による生殖補助医療によって子どもをもった人(2名)、海外で自己卵子による生殖補助医療で子どもをもった人(1名)、卵子を提供した人(1名)、生まれた人およびその自助グループ等をサポートする人(助産師・不妊治療カウンセラー1名、ソーシャルワーカー1名、生命倫理研究者1名)である。人数が少ないために、個人が特定されることを避けて、ここでは、結果概要のみを示す。

海外での卵子提供を伴う体外受精によって子どもをもった人は最初からこの方法を希望していたわけではなく、それが最終的に子どもをもてる唯一の手段として選択していた。また、この二人は、卵子の提供者探し、クリニックの情報入手の方法など相違点が多いが、夫婦とその子どもという家族を理想としてきたわけではなかったが年齢が高くなってから子どもを望む気持ちに変化していた。また卵子を提供した人がなぜ提供にいたったのか、卵子を提供することに関する考え方について聞いた。一方、海外での体外受精によって子どもを得たが、そこで卵子提供を選択肢として提示されながらも受けなかった人は、日本と海外での不妊治療の経験を比較して日本の医療の課題を指摘した。

この技術で生まれた子どもとその親へのサポートをしている人への調査からは、親子になること、家族をつくることに対する考えも述べられたが、「出自を知る権利」の重要性が強調された。親が子どもにいつ、いかに事実を伝えるかのサポートの必要性とそれを補助する絵本などの作成配布活動、生まれた人たちのネットワーキングの必要性が強調された。

海外での卵子提供の施術で妊娠した場合は、妊婦が医療者に説明しない限りわからない。そのため、医師やその他の医療者は、卵子提供による出産が高齢妊娠やその他の要因でハイリスクになる可能性とその対応の必要性を指摘していた。

まとめ

なにをいかに規制するか、なぜ規制するかは、その国の歴史、慣習、身体由来の物質を提供することに関する価値意識、提供者として期待される若者を取り巻くその国の社会経済的な要因、家族や親族に関する価値意識がいかにかわるかを指摘した。さらに、出自を知る権利を保障するシステムの構築と維持のためのかなりのコスト、たとえば情報収集管理とそれにかかわる人的コストなどを厭わないという決定が必要であることを指摘した。法律による規制をする際には、議論に時間を費やす必要があること、法改正とシステムを社会状況に合わせて改正しつづける必要性があることを、改めて確認した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 3件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 柘植あづみ	4. 巻 1141
2. 論文標題 ささやかな欲望を支える選択と責任－卵子提供で子どもを持つ理由－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 思想	6. 最初と最後の頁 27-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 小門穂	4. 巻 17
2. 論文標題 女性の身体の資源化に抗う 代理出産をめぐる日仏の動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 科学技術社会論研究	6. 最初と最後の頁 93-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柘植あづみ	4. 巻 22-28
2. 論文標題 「卵子の老化」説から考える年をとることへの恐れと生殖医療技術の拡大の関係	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 学術の動向	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 柘植あづみ	4. 巻 264(3)
2. 論文標題 拡張する生殖医療に必要な倫理的視点とは何か	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 医学のあゆみ	6. 最初と最後の頁 273-275
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柘植あづみ	4. 巻 14
2. 論文標題 女性の健康政策の20年 リプロダクティブ・ヘルス/ライツから出生促進政策まで	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際ジェンダー学会誌	6. 最初と最後の頁 32-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 小門穂	4. 巻 32
2. 論文標題 生殖医療に対する法規制と生殖ツーリズム フランスの最近の動向	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 年報医事法学	6. 最初と最後の頁 43-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Wu Chia-Ling, Ha Jung-Ok, Tsuge Azumi	4. 巻 14
2. 論文標題 Data Reporting as Care Infrastructure: Assembling ART Registries in Japan, Taiwan, and South Korea	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 East Asian Science, Technology and Society	6. 最初と最後の頁 35-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1215/18752160-8233676	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Pictor Megan, Lewis Megan A., Newson Ainsley J., Haas Matilda, Baba Sachiko, Kim Hannah, Kokado Minoru, Minari Jusaku, Molnar-Gabor Fruzsina, Yamamoto Beverley, Kaye Jane, Teare Harriet J. A.	4. 巻 15
2. 論文標題 Dynamic Consent: An Evaluation and Reporting Framework	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Journal of Empirical Research on Human Research Ethics	6. 最初と最後の頁 175-186
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1177/1556264619887073	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計22件（うち招待講演 8件 / うち国際学会 12件）

1. 発表者名 TSUGE Azumi, KOKADO Minori, and HONG Hyunsoo
2. 発表標題 Considering the Impact of Socio-Cultural Factors on the Regulation of ART regarding Egg Donation in East Asia
3. 学会等名 Annual Meeting of the Society for Social Studies of Science (4S) in Sydney (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 TSUGE Azumi
2. 発表標題 How do People Perceive Gametes and Embryo?
3. 学会等名 New Reproductive Technologies and Global Assemblages: Asian Comparative Perspectives (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 KOKADO Minori
2. 発表標題 Ethical issues regarding women's fertility preservation
3. 学会等名 ESOF (European Science Open Forum) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 KOKADO Minori
2. 発表標題 La medecine aleternative & complementaire et le traitement d'infertilite au Japon.
3. 学会等名 VIII French Japanese International Bioethics Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 KOKADO Minori
2. 発表標題 Who can use ART?: An Analysis of the Current Debate in France over the revision of the Laws Governing Reproductive Technologies
3. 学会等名 New Reproductive Technologies and Global Assemblages: Asian Comparative Perspectives (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小門穂
2. 発表標題 フランス生命倫理法2018年改正と市民参加 生殖医療をめぐる議論を中心に
3. 学会等名 日本生命倫理学会第30回年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 KOKADO Minori, HONG Hyunsoo, TSUGE Azumi
2. 発表標題 Stay home or go abroad ? Egg donation in Japan
3. 学会等名 Annual Meeting of Society for social studies of science(4S) in Boston (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 柘植あづみ
2. 発表標題 生殖医療ツーリズム - 価値観の違いと人権について考える -
3. 学会等名 第56回医学系大学倫理委員会連絡会議 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 TSUGE Azumi
2. 発表標題 Motherhood and Prenatal Testing in Contemporary Japan
3. 学会等名 Society for the History of Technology (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 小門穂
2. 発表標題 国境を超えた生殖医療をめぐる問題 フランスにおける死後生殖の現状から
3. 学会等名 第28回日本生命倫理学会年次大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 小門穂
2. 発表標題 生殖医療に対する法規制と生殖ツーリズム フランスの最近の動向
3. 学会等名 第46回日本医事法学会研究大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 洪賢秀
2. 発表標題 「生命倫理および安全に関する法律」改正に伴う韓国社会の変化ー遺伝子検査をめぐる議論とその諸課題
3. 学会等名 第28回日本生命倫理学会年次大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 TSUGE Azumi
2. 発表標題 How do people Perceive Gametes and Embryos?
3. 学会等名 New Reproductive Technologies and Global Assemblages: Asian Comparative Perspectives, Global Asia Research Center at the Taiwan University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 TSUGE Azumi
2. 発表標題 Blood is thicker than water: Where will ART and genetic technology bring us then?
3. 学会等名 Annual Meeting of Society for social studies of science(4S) in New Orleans (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小門穂
2. 発表標題 公募ワークショップ 生殖における概念の再定義 専門家 による人体・技術への意味づけから：生殖する身体の性別はいかに判断されるのか フランスの動向から
3. 学会等名 第31回日本生命倫理学会年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小門穂
2. 発表標題 フランス生命倫理法改正 生殖医療・受精卵を中心に
3. 学会等名 第49回日本医事法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 KOKADO Minori
2. 発表標題 Gametes Move Across Borders : Forefront of Reproductive Tourism
3. 学会等名 Annual Meeting of Society for social studies of science(4S) in New Orleans (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 KOKADO Minori
2. 発表標題 Who Can Use ART? An analysis of the Current Debate in France over the Revision of Laws Governing Reproductive Technologies
3. 学会等名 New Reproductive Technologies and Global Assemblages: Asian Comparative Perspectives, Global Asia Research Center at the Taiwan University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 HONG Hyunsoo
2. 発表標題 Experiences and Perceptions of Prenatal Testing in East Asia : from a Gender-based Perspective
3. 学会等名 Annual Meeting of Society for social studies of science(4S) in New Orleans (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 柘植あづみ	4. 発行年 2019年
2. 出版社 生殖管理の戦後－優生保護法成立前の中絶と主体をめぐって	5. 総ページ数 294
3. 書名 戦後日本をよみかえる ジェンダーと生政治 坪井秀人編	

〔産業財産権〕

〔その他〕

柘植あづみのホームページ
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~atsuge/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
連携研究者	小門 穂 (Kokado Minor) (20706650)	大阪大学・医学(系)研究科(研究院)・助教 (14401)	2020年4月1日より神戸薬科大学に異動。
連携研究者	洪 賢秀 (Hong Hyunsoo) (70313400)	明治学院大学・社会学部付属研究所・研究員 (32683)	